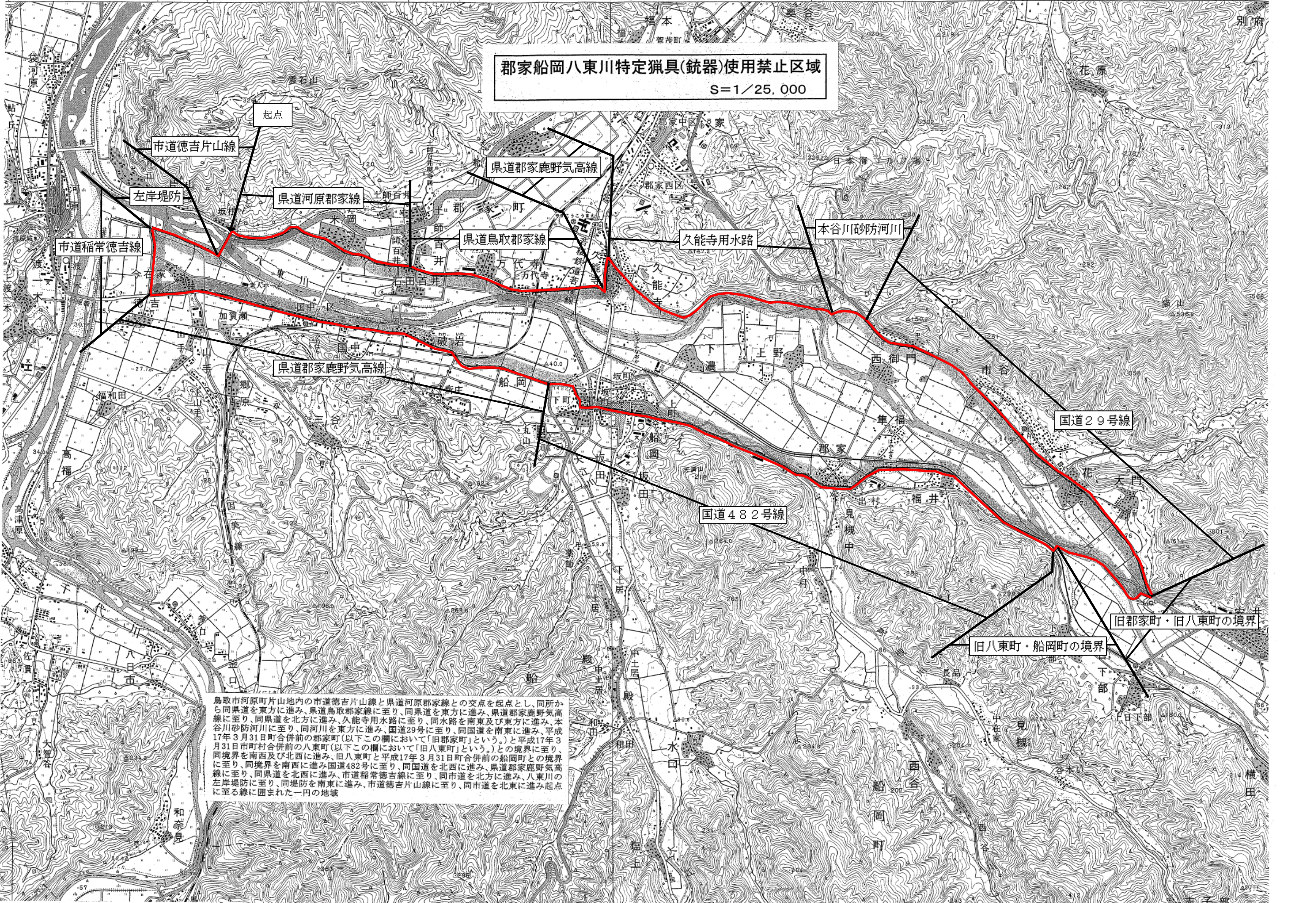


郡家船岡八東川特定猟具(銃器)使用禁止区域

S=1/25,000



鳥取市河原町片山地区内の市道徳吉片山線と県道河原郡家線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道鳥取郡家線に至り、同県道を東方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、久能寺用水路に至り、同水路を南東及び東方に進み、本谷川砂防河川に至り、同河川を東方に進み、国道29号に至り、同国道を南東に進み、平成17年3月31日町合併前の郡家町(以下この欄において「旧郡家町」という。)と平成17年3月31日市町村合併前の八東町(以下この欄において「旧八東町」という。)との境界に至り、同境界を南西及び北西に進み、旧八東町と平成17年3月31日町合併前の船岡町との境界に至り、同境界を南西に進み国道482号に至り、同国道を北西に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北西に進み、市道稲常德吉線に至り、同市道を北方に進み、八東川の左岸堤防に至り、同堤防を南東に進み、市道徳吉片山線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域